

《地区計画以外のルール》

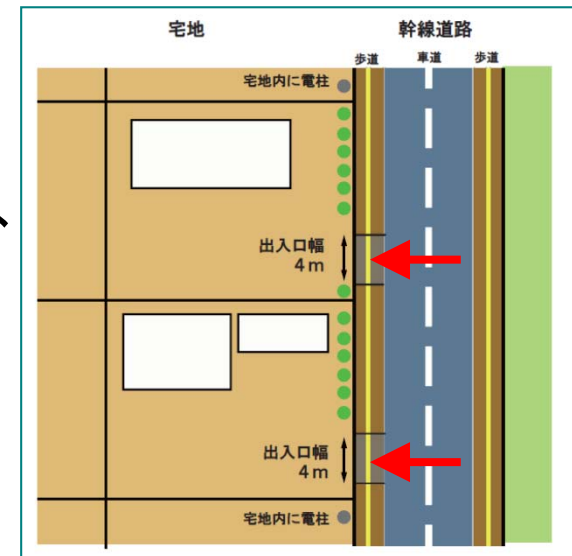
以下の事項は、地区計画以外のルールとします。

なお、県土木設計マニュアルに基づくものを除き、任意のルールとします。

①宅地への車両乗入れ

6mの区画道路から行うものとします。

ただし、6mの区画道路に面していない宅地については、幹線道路からの車両乗入れを認め、その乗入れ幅は、県土木設計マニュアルに基づき4mとします。



②TVアンテナ

屋根以外の部分(壁面等)に設置するものとします。

③電力又は電話用の電柱等

事業者が民地を借地し、設置するものとします。

④地区計画に基づき設置する生垣

地区ごとに樹種を統一するものとします。

(樹種については地区ごとに検討)

